

令和6年度第2回徳島県 東部地域医療構想調整会議	資料4
令和7年3月25日	

徳島県東部構想区域 区域対応方針（案）

令和7年3月 策定

【１．構想区域のグランドデザイン】

東部構想区域においては、患者にとって過不足のない医療サービスを提供するため、引き続き病床機能の分化と連携を図るとともに、新たな地域医療構想に係る議論を踏まえ、高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据え、入院医療だけでなく、外来医療・在宅医療等を含めた議論も進め、限りある医療資源を最適化・効率化しながら、「治す医療」を担う医療機関と「治し、支える医療」を担う医療機関の役割分担の明確化を図る。

また、構想の基本理念である「行き場のない患者を生み出さず、全ての患者の状態に適応した医療・介護サービスが提供されること」を目指し、「地域包括ケアシステム」の深化・推進による医療と介護の連携や地域で患者を支える体制づくりも同時に進め、医療・介護関係者、市区町村等と一丸となって構想実現に向けて取り組むことにより、「地域完結型」の医療・介護提供体制を構築する。

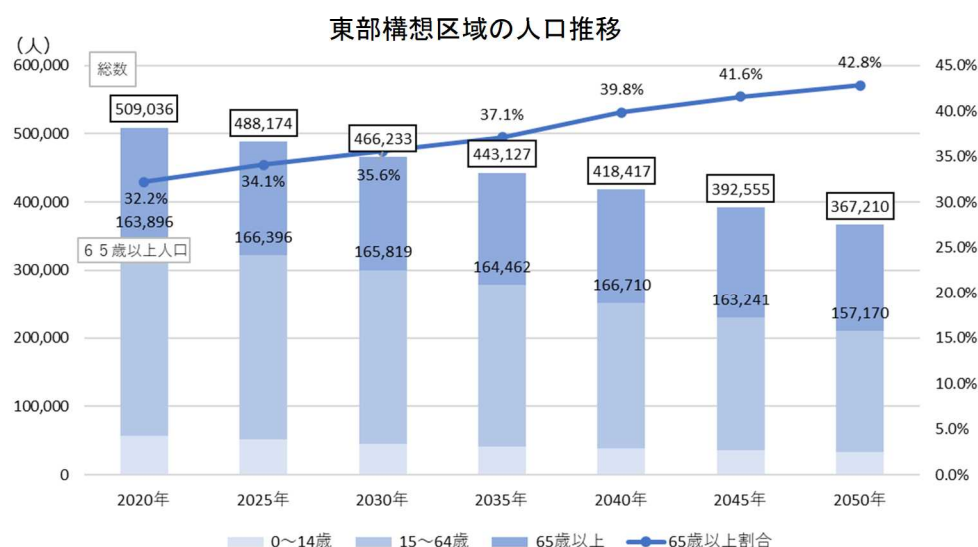
【２．現状と課題】

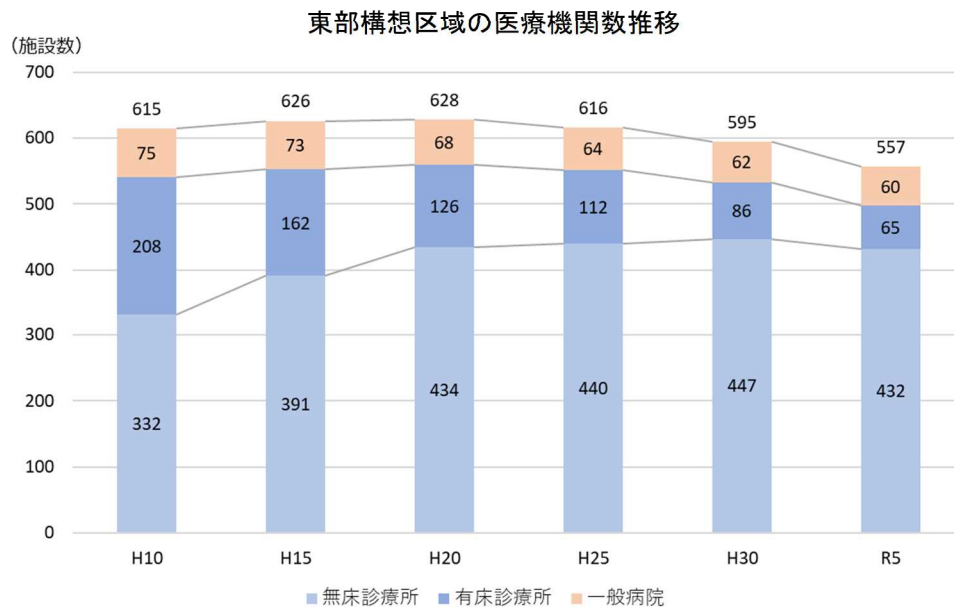
① 構想区域の現状及び課題（課題が生じている背景等を記載）

<現状>

東部構想区域においては、県全体の1/4の面積に、人口の71.5%、医療施設従事医師の76.3%が集中している。人口推計では、総人口は一貫して減少傾向であるものの、高齢化率は一貫して増加傾向であり、65歳以上人口も2040年まで増加する見込みである。

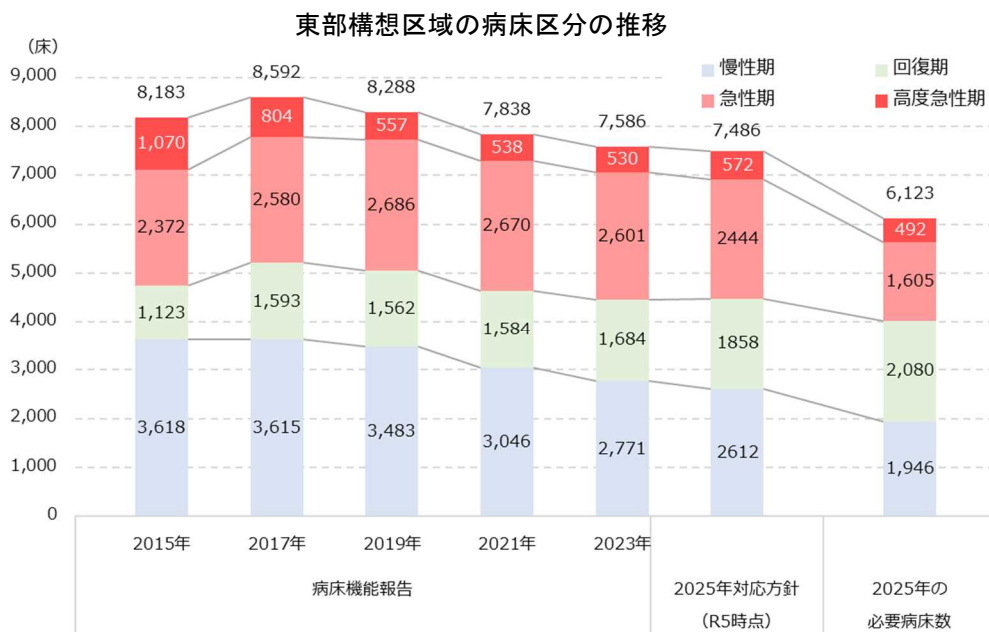
圏域名	面積 (㎡)	(割合)	人口 (人)	(割合)	医師数 (人)	(割合)	医療施設数 (施設)	(割合)
東部	1,017.01	24.5%	492,422	71.5%	1,803	76.3%	584	72.2%
南部	1,724.09	41.6%	128,932	18.7%	400	16.9%	140	17.3%
西部	1,405.88	33.9%	67,019	10.2%	160	10.2%	85	10.2%
合計	4,146.98		688,373		2,363		809	



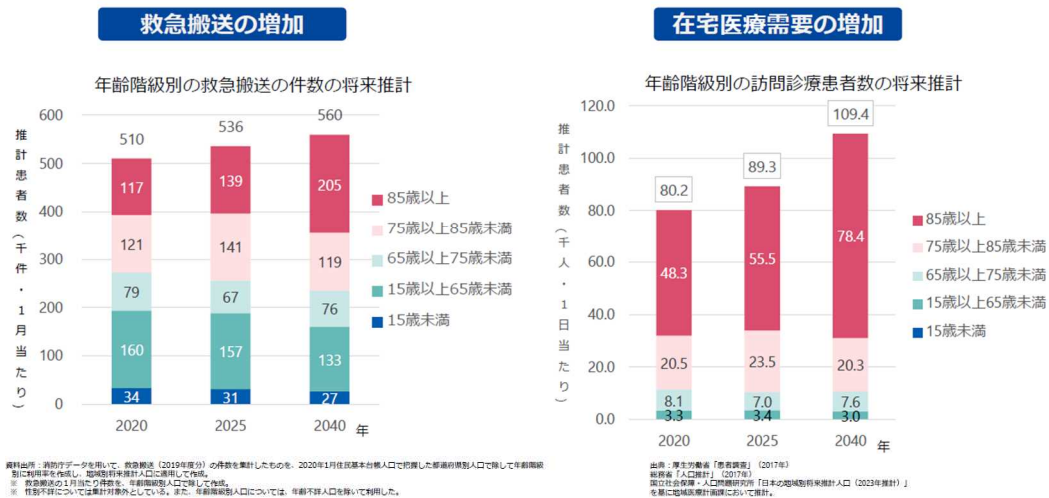


<課題>

東部構想区域においては、2014年病床機能報告では、必要病床数に対し、「急性期」は821床過剰、「回復期」は852床不足、「慢性期」は2,081床過剰であったが、令和5年度時点の医療機関における対応方針では、「回復期」は222床不足、「慢性期」は666床過剰と病床の機能分화가進んでおり、引き続き「回復期」への転換を図っていく必要がある。



医療・介護の複合ニーズを有する 85 歳以上の高齢者の増加に伴い、2040 年にかけて、85 歳以上の救急搬送は 75%、在宅医療需要は 62%増加することが見込まれる。



厚生労働省：第 13 回新たな地域医療構想等に関する検討会 資料 1 より

② 構想区域の年度目標（医政地発 0 3 3 1 第 1 号令和 5 年 3 月 31 日付厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」）

令和 5 年度の地域医療構想調整会議で合意した各医療機関の 2025 年対応方針に対する実施率を年度目標として設定する。（⑥各時点の機能別病床数を参照）

③ これまでの地域医療構想の取組について

平成 2 7 年度開始	地域医療構想調整会議設置・開催 (東部 3 2、南部 2 3、西部 2 1、全域・その他 5 ※R7.3 時点)
平成 2 8 年 1 0 月	「徳島県地域医療構想」策定
平成 2 8 年度開始	病床機能分化・連携促進基盤整備事業により病床機能の分化・連携に資する施設又は設備の整備を支援（1 5 医療機関 ※R5 年度分まで）
平成 2 9 年度	公的医療機関等 2025 プラン、新公立病院改革プランの協議
平成 3 0 年度 ～令和元年度	公立・公的 1 7 病院の具体的対応方針について同意
令和元年度 ～令和 5 年度	民間医療機関の対応方針の合意 ※コロナ禍は協議中断 (東部：1 1 2 機関、南部：1 5 機関、西部：1 8 機関)
令和 2 年 1 月～	再検証に係る通知発出（4 病院） ・合意済み：阿波病院、海南病院、勝浦病院 ・再検証中：とくしま医療センター東病院
令和 3 年度開始	病床機能再編支援事業により病床減少を伴う病床機能再編等への財政支援を実施（9 医療機関 ※R5 年度分まで）

④ 地域医療構想の進捗状況の検証方法（地域医療構想調整会議の進め方やデータ分析方法等）
毎年の病床機能報告等により、各医療機関の具体的対応方針の実施率や、圏域における機能分化・連携の進捗状況の把握を行うとともに、地域医療構想調整会議を適宜に開催し、地域の現況を共有した上で、今後の対応について協議を行っている。

⑤ 地域の医療機関、患者、住民等に対する周知方法（地域医療構想に係る取組内容、進捗状況の検証結果等）
病床機能報告の結果や「地域医療構想調整会議」の開催状況については、県ホームページによる公表等、積極的な情報提供に努め、県民へ医療提供体制についての理解や、それを踏まえた受療行動の促進を図る。

⑥各時点の機能別病床数

	2015年 病床数	2023年度 病床機能報告 (A)	2025年の 予定病床数 (B) ※	2025年 病床数の必要量 (C)	差し引き (C) - (A)	差し引き (C) - (B)
高度急性期	1,070	530	572	492	-38	-80
急性期	2,372	2,601	2,444	1,605	-996	-839
回復期	1,123	1,684	1,858	2,080	396	222
慢性期	3,618	2,771	2,612	1,946	-825	-666

※ 病床機能報告における「2025年7月1日時点における病床の整備の予定」として報告された病床数の合計又は各医療機関における対応方針の予定病床数の合計

【3. 今後の対応方針】※2を踏まえた具体的な方針について記載

① 構想区域における対応方針
令和5年度までに合意が図られた各医療機関の具体的対応方針に基づき、病床の機能分化・連携を着実に進めることはもとより、令和6年度から実施されている病床適正化支援事業を活用した病床数の変動なども踏まえ、東部圏域における今後の対応方針について改めて検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

② 「①構想区域における対応方針」を達成するための取組
県において、医療提供に係るオープンデータや、令和6年度から実施している地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業による成果物などを活用し、引き続き、圏域における医療需要の動向等の見える化に努めるとともに、「地域医療構想調整会議」における関係者間での協議等を通じて、病床の機能分化・連携に係る医療機関の自主的な取組の一層の推進を図る。

③ 必要量との乖離に対する取組
地域で「不足する病床機能」へ転換する場合や、「過剰となることが見込まれる病床機能」の削減を図る場合の施設整備などに対する補助制度の継続実施により、医療機関の自主的な取組を支援する。

④ 3. ②及び③による取組の結果、想定される2025年の予定病床数

	2025年の 予定病床数 (2023年度時点)
高度急性期	572
急性期	2,444
回復期	1,858
慢性期	2,612

【4. 具体的な計画】 ※【3. 今後の対応方針】を踏まえた具体的な工程等について記載

	取組内容	到達目標
2024年度	・ 区域対応方針の策定 ・ 病床機能の転換や削減に係る県支援の実施	・ 圏域内の病床数と必要病床数の乖離の縮小、機能分化の促進 ・ 県支援件数：3件以上
2025年度	・ 病床機能の転換や削減に係る県支援の実施 ・ かかりつけ医機能報告制度、新たな地域医療構想などの国制度の方向性の共有 ・ 圏域内の今後の対応方針の検証	・ 圏域内の病床数と必要病床数の乖離の縮小、機能分化の促進 ・ 県支援件数：5件以上